【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月9日

【事業年度】 第74期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

【会社名】 スターゼン株式会社

【英訳名】 Starzen Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中津 濵 健

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目5番7号

【電話番号】 03(3471)5521(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 財務経理本部長 中 井 俊 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目5番7号

【電話番号】 03(3471)5521(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 財務経理本部長 中 井 俊 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月27日に提出した第74期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)有価証券報告書の一部に訂正すべき事項があり、また、金融商品取引法第24条第6項および企業内容等の開示に関する内閣府令第17条第1項により添付することとされている書類の添付漏れがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

添付書類「第74回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の未添付

第一部【企業情報】

第6【提出会社の株式事務の概要】

3【訂正箇所】

添付書類「第74回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の添付

訂正箇所は_を付して表示しております。

(訂正前)

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1 単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取・買増	(注) 1、2
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。http://www.starzen.co.jp
株主優待制度	(1) 対象株主 毎年3月31日現在の株主名簿に記録された1単元以上の株主 (2) 優待内容 1,000株以上10,000株未満保有株主 (年1回) 3,000円相当の自社製品 10,000株以上保有株主 8,000円相当の自社製品 (3) 優待サービス 3月末株主 (年2回) ・中元ギフトを通常販売価格20%割引(送料無料)にてご案内 ・レストランローマイヤ銀座店のお食事代20%割引券の贈呈 9月末株主 ・歳暮ギフトを通常販売価格20%割引(送料無料)にてご案内 ・レストランローマイヤ銀座店のお食事代20%割引券の贈呈 ・ローマイヤおせちの予約割引(通常販売価格の20%割引) 数量限定販売

(注) 1 単元未満株主は、会社法第847条に規定する責任追及等の訴えの提起を行うこと、会社法第189条第2項に掲げる権利、剰余金の配当を受ける権利、第166条第1項の規定による請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式及び新株予約権の割当を受ける権利、単元未満株式の買取り・買増しを請求する権利以外の権利の行使を制限して

おります。

- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月
 - 9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取・買増を含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

(訂正後)

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1 単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取・買増	(注) 1、2
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。http://www.starzen.co.jp
株主優待制度	(1) 対象株主 毎年3月31日現在の株主名簿に記録された1単元以上の株主 (2) 優待内容 1,000株以上10,000株未満保有株主 (年1回) 3,000円相当の自社製品 10,000株以上保有株主 8,000円相当の自社製品 (3) 優待サービス 3月末株主 (年2回) ・中元ギフトを通常販売価格20%割引(送料無料)にてご案内 ・銀座ローマイヤレストラン日本橋店のお食事代20%割引券の贈呈 9月末株主 ・歳暮ギフトを通常販売価格20%割引(送料無料)にてご案内 ・銀座ローマイヤレストラン日本橋店のお食事代20%割引券の贈呈 ・ローマイヤお世ちの予約割引(通常販売価格の20%割引) 数量限定販売

(注) 1 単元未満株主は、会社法第847条に規定する責任追及等の訴えの提起を行うこと、会社法第189条第2項に掲げる権利、剰余金の配当を受ける権利、第166条第1項の規定による請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式及び新株予約権の割当を受ける権利、単元未満株式の買取り・買増しを請求する権利以外の権利の行使を制限して

おります。

2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月

9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取・買増を含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。